

令和2年新型コロナウイルス感染症の発生の影響に係る危機関連保証の
認定要件及び必要書類について

【認定要件】

以下の(1)及び(2)のいずれにも該当することが必要です。

- (1) 金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としていること。
- (2) 令和2年新型コロナウイルス感染症が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていることに起因して、原則として、最近1か月間の売上高又は販売数量(建設業にあたっては、完成工事高又は受注高。以下「売上高等」という。)が前年同月に比べて15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べて15%以上減少することが見込まれること。

【提出書類】

1 必要書類 認定申請書

※「売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由」欄には、令和2年新型コロナウイルス感染症の発生の影響との因果関係が理解できる内容を簡潔にお書きください。

2 添付書類

<個人事業者>

- (1) 直近の確定申告書の写し(事業所の所在地の記載があるもの)、又は許認可の必要な業種の場合で許認可証に事業所の所在地の記載のあるもの等の事業所の所在地が確認できるもの
- (2) 売上高確認表
- (3) 最近1か月及び前年同月の売上高等のわかるもの(試算表、売上台帳等)
- (4) (3)の月後2か月間の見込み売上高等のわかるもの(売上高確認表、売上台帳等)及び対応する前年の2か月の売上高等のわかるもの(試算表、売上台帳等)

<法人>

- (1) 現在事項全部証明書(登記簿謄本等)(6か月以内) 1部
- (2) 売上高確認表
- (3) 最近1か月及び前年同月の売上高等のわかるもの(試算表、売上台帳等)
- (4) (3)の月後2か月間の見込み売上高等のわかるもの(売上高確認表、売上台帳等)及び対応する前年の2か月の売上高等のわかるもの(試算表、売上台帳等)

【留意事項】

- 1 この認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- 2 認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、危機関連保証の申込みを行うことが必要です。
- 3 金融機関等が申請者の代理で申請手続を行う場合には、申請者からの委任状が必要です。

【申請・問い合わせ】

呉市中央4丁目1番6号 市役所5階
呉市役所 産業部 商工振興課 商業グループ
TEL 0823-25-3814